（別紙２）

資材の再資源化等に関する事項

１．分別解体等の方法（変更後）

工程ごとの作業内容及び解体方法	作　業　内　容	分別解体等の方法
		□手作業 □手作業・機械作業の併用
		□手作業 □手作業・機械作業の併用
		□手作業 □手作業・機械作業の併用
		□手作業 □手作業・機械作業の併用
		□手作業 □手作業・機械作業の併用
		□手作業 □手作業・機械作業の併用

（注）分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

２．解体工事に要する費用（直接工事費）　（変更前）　　円（税抜き）
　　（変更後）　　円（税抜き）

（注）・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
　　・仮設費及び運搬費は含まない。

３．再資源化等をする施設の名称及び所在地

（変更前）

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所　在　地

（変更後）

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所　在　地

４．再資源化等に要する費用（直接工事費）（変更前）　　円（税抜き）
　　（注）・運搬費を含む。　　（変更後）　　円（税抜き）